

狭山市立公民館利用のしおり



狭山市 七夕の妖精 おりびい

狭山市教育委員会

<令和5年4月改訂>

狭山市の公民館は、社会教育法に基づいて設置され、狭山市立公民館条例等で運営管理が定められている地域の生涯学習や社会教育の拠点となる施設です。

市民の皆さんに、実際生活に即する教育、学術や文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として運営されています。

これらのことを実現するために、公民館では「学びの場」「創造の場」「集いの場」を提供しています。そして、「仲間づくり」や「地域づくり」「まちづくり」といった学ぶことを目的とする学習活動・文化活動・レクリエーション活動・スポーツ活動を行う自主的なグループ活動を支援するために施設の貸し出しを行っています。

このしおりは、公民館施設の利用条件や団体登録の手続きについてご理解いただくために作成しました。ご利用の前にご一読ください。

公民館を利用するには

1 定期的に利用する場合

あらかじめ利用団体として登録してください。登録には、以下の3点を満たしている団体であることが条件です。

- (1) 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていること
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動をする団体でないこと（利用の制限、禁止事項参照）
- (3) 構成員が自主的・主体的に組織し運営している団体であって、継続的かつ計画的に公民館での活動を行っていること

※「団体」とは、原則として5人以上の構成員を有し、会則、名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずるものを備え、これらに基づき活動している団体をいいます。

※同一団体が複数の公民館に登録することはできません（一部のメンバーが異なる場合でも活動内容から同一と判断する場合があります）。

2 一時的に利用する場合

2人以上の者であれば、登録団体の利用を妨げない範囲内で空いている施設を利用することができます。

※利用内容を審査したうえでの許可となります。内容によっては審査にお時間をいただきます。

3 未成年が主たる構成員とする団体が利用する場合

(1) 中学生以下の未成年者の場合

利用団体として登録、登録後の予約ごとに係る申請は、保護者等同伴のうえ手続きしていただきます。

(2) それ以外の未成年者の場合

利用団体としての登録のみ保護者等の同伴が必要です。

※一時利用も同じ条件となります。

登録申請手続き(書類の提出・審査)

1 定期的にご利用する場合

「狭山市立公民館利用団体登録申請書」に「会則」「会員名簿」を添えて、平日8時30分～17時15分(休館日は除く)の間に主に利用する公民館に提出してください。提出された3点の書類をもとに審査(概ね10日以内)を行います。

※「狭山市立公民館利用団体登録申請書」は各公民館窓口に用意してあります。
(市(公民館)ホームページからのダウンロード可)

※「会則」「会員名簿」の書式に定めはありません。「会員名簿」には、実際に公民館を利用する方の「氏名(個人名)」、「住所」、「電話番号」、「団体における役職(会長、会計など)」を記載してください。

2 一時的にご利用する場合

「狭山市立公民館一時利用申請書」に「利用者名簿」を添えて、身分証明になるものをご提示のうえ、利用予定月の1月前の月の初日から利用予定日の10日前(平日8時30分～17時15分(休館日は除く))までに利用する公民館に提出してください。

※「狭山市立公民館一時利用申請書」は各公民館窓口に用意してあります。
(市(公民館)ホームページからのダウンロード可)

※「利用者名簿」には「氏名(個人名)」、「住所」、「電話番号」を記載したものを用意ください。

※市外在住で、市内通勤、在学の場合は、「利用者名簿」にその旨を明記してください。

【名簿の取扱について】

提出する名簿に記載された個人情報、公民館利用上の手続き、保険・事故に対する管理上の連絡に使用するもので、他の目的には使用いたしません。

利用団体登録後の使用料の支払いと登録情報の更新

利用団体として登録完了後、「公共施設予約サービス利用カード」の交付をします。これにより、登録した公民館のほか、市内各公民館、入曽地域交流センター、富士見集会所が利用できます。後述の予約抽選申込みスケジュールに則って、インターネットを利用して申込みを行ってください。

1 使用料の支払いについて

利用予定日の2日前までに窓口で利用許可の申請をし、使用料をお支払いください。使用料支払い後、利用許可書を発行します。

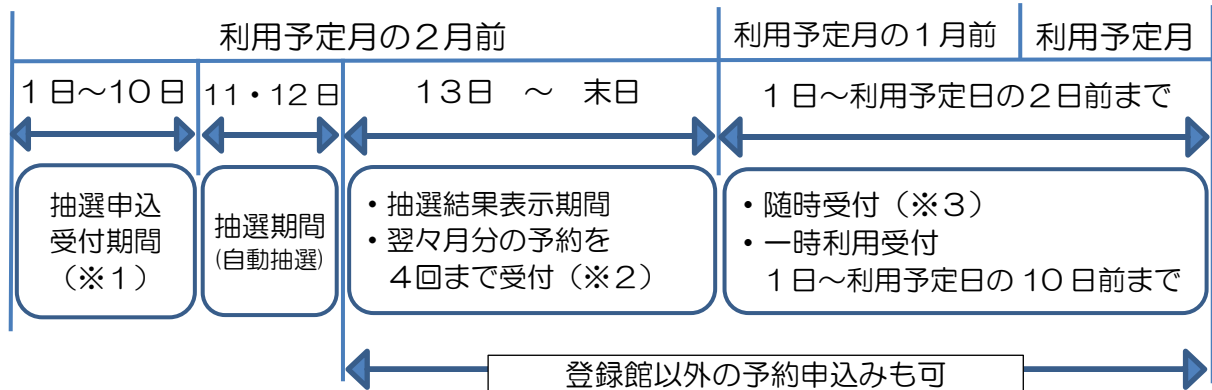
※公民館の窓口では入曽地域交流センター・富士見集会所の使用料を納めることはできません。

2 登録情報の更新について

公民館に登録する団体は、毎年度、団体情報の登録更新の手続きが必要になります。公民館が指定する期日までに登録の更新手続きを行っていない利用団体は、更新手続きが完了するまでの間、公民館の利用はできませんのでご注意ください。また、所定期日を過ぎた後も更新手続きを行っていない場合は、登録を抹消します。

予約抽選申込み

各公民館の予約抽選申込みのスケジュールは以下のとおりです。



※1 抽選申込ができる団体のみ（登録館のみ抽選可）

※2 利用予定日の2月前の13日～末日の期間に行う予約申込みは、当選分も含め4回まで
（公民館登録団体のうち、公共施設予約サービス利用カード交付団体のみ）

※3 公民館の運営に支障をきたさない範囲において回数に制限なく予約申込み可（公民館に登録する全団体）

※入曽地域交流センター及び富士見集会所の予約抽選申込みも同スケジュールです。

利用上の注意

- 公民館はセルフサービスの場です。施設や設備は大切に使い、利用後は整頓・清掃をしてください。
- 利用時間（準備、清掃時間含む）は遵守してください。
- 許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- 他の利用者に迷惑をかける行為や物品の販売・募金等はしないでください。
- 利用許可の権利を他人に譲渡又は転貸しないでください。
- アルコール類の持ちこみは禁止します。
- 職員の指示に従い、管理上の入室を拒むことはできません。
- 一度納めた使用料は還付できません。
- 予約の申請、変更、取消は利用日の2日前までに速やかに行ってください。
- 施設・設備等の破損はただちに職員に連絡してください。
- 市の緊急用務の場合は、利用を一時停止する場合があります。
- 定められた遵守事項や禁止事項に違反した場合には、許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。

利用の制限・禁止事項（以下に該当する場合は利用できません）

- 商品の販売、商品の展示、試食、実演等による説明会、講習会などの営利、宣伝を目的として行う活動
- 社員、店員を採用するための試験、面接会場
- 個人教授、塾経営者による日常の練習活動
- 生活展示即売会、バザー、不用品交換会、募金 ※教育委員会が許可した場合は除く
- 営利目的で実施する不特定多数を対象とする有料の催物
- 専ら政党又は政治団体の組織拡大のためと認められる活動
- 特定の政党又は政治団体が拠点的若しくは継続的に使用すること
- 特定の政党、候補者を支持する学習活動、政治講演会又は内部の会議、研修
- 一般市民への布教活動
- 宗教的行事
- 公共の利益に反する活動をする団体
- 飲食を主目的とした利用
- その他法令等で禁止、制限されているもの

※入曽地域交流センター・富士見集会所に関しては、取り扱いが異なる場合がございますので、直接各施設へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

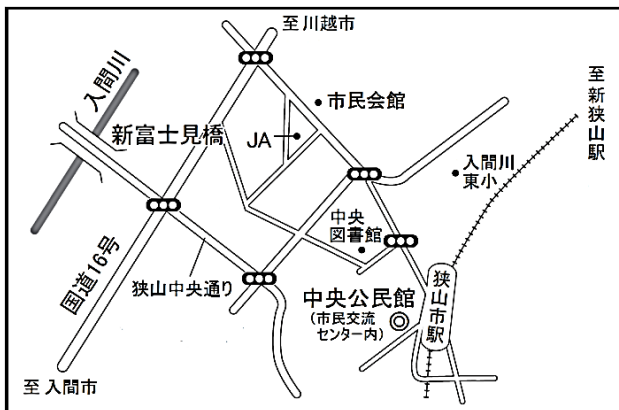
※狭山市公式ホームページでもお知らせしています。

<http://www.city.sayama.saitama.jp/index.html>

施設案内図

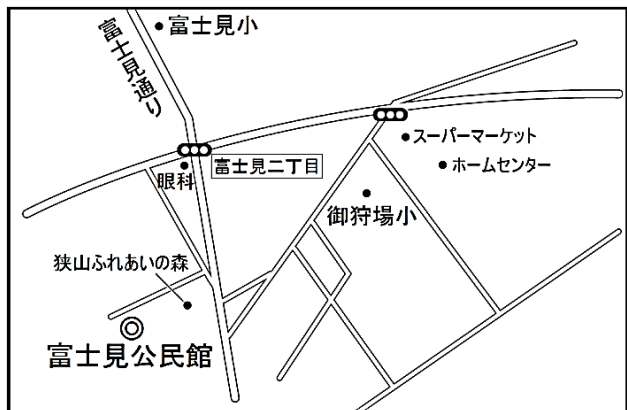
中央公民館

☎04-2952-2230

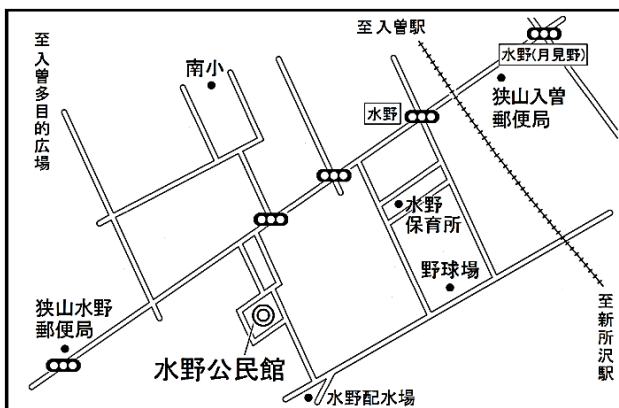


富士見公民館

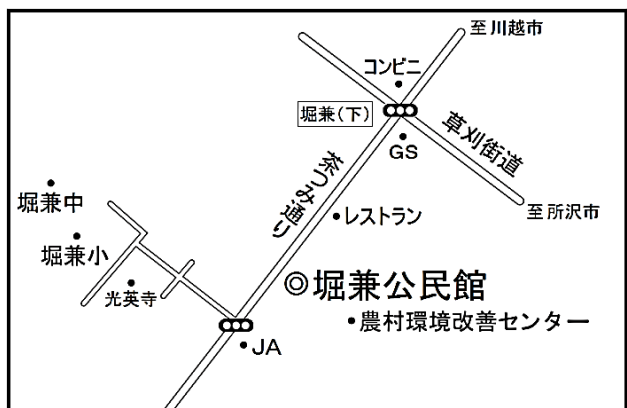
☎04-2959-1971 ☎04-2959-0175



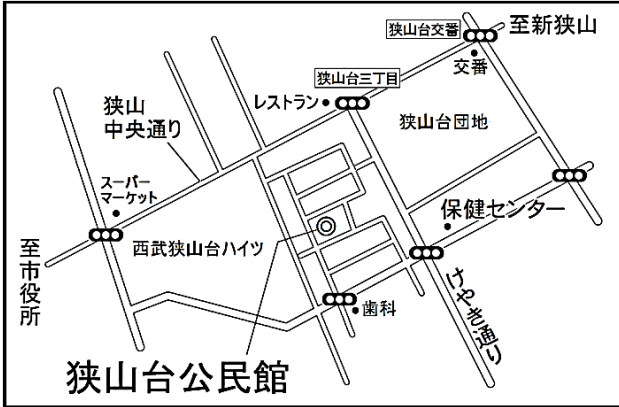
水野公民館 ☎04-2958-7991



堀兼公民館 ☎04-2958-4050

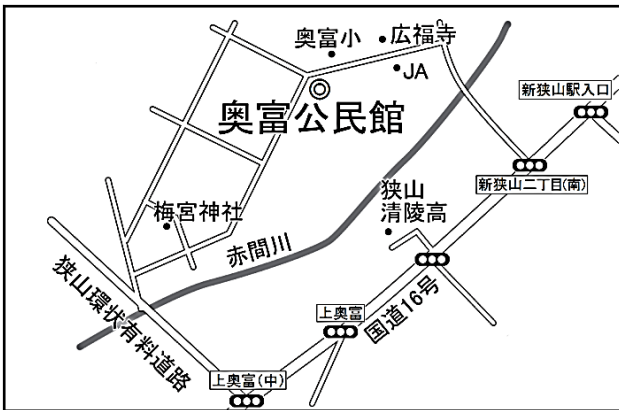


狭山台公民館 ☎04-2957-1271



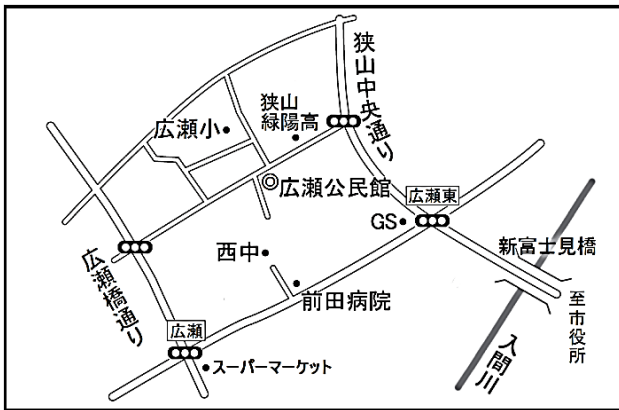
狭山台公民館

奥富公民館 ☎04-2954-4829

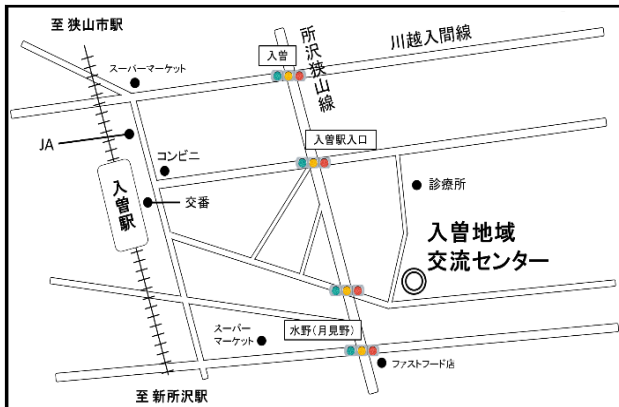


奥富公民館

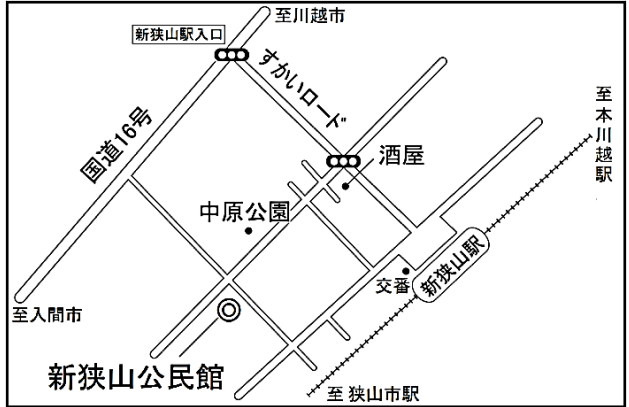
広瀬公民館 ☎04-2953-6500



入曽地域交流センター
☎04-2957-6615



新狭山公民館 ☎04-2953-9034



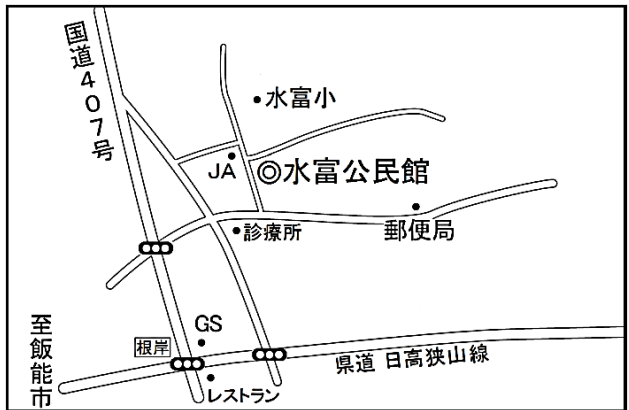
新狭山公民館

柏原公民館 ☎04-2954-4731



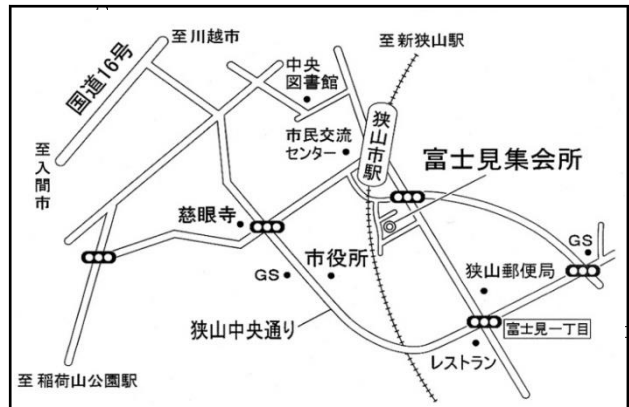
柏原公民館

水富公民館 ☎04-2954-4730



水富公民館

富士見集会所 ☎04-2959-6230



富士見集会所

利用団体登録申請 チェックリスト

登録申請する前に、各項目すべてチェック☑が入るか確認してみましょう。すべてチェックとならない場合、一時利用の推奨、または、登録に至らない場合があります。このチェックリストは、下記の書類3点を提出するときに添付してください。

- 1 狭山市立公民館利用団体登録申請書
- 2 団体の会則（規約）
- 3 会員名簿（役員名簿）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていますか？ | ※社会教育関係団体かどうか確認するため、規約や会則などを提出していただきます。 |
| <input type="checkbox"/> 団体の会則（規約）はありますか？ | |
| <input type="checkbox"/> 内輪だけの活動ではなく、会員を募集し、より多くの人とともに活動することを目指していますか？ | 活動する施設の広さの都合等で会員を制限せざるを得ない場合を除き、限られた人たちだけで活動を希望する場合は、一時利用をご利用ください。 |
| <input type="checkbox"/> 団体の役員を含めた全員の名簿はありますか？ | ※会員の過半数が狭山市民かどうか確認するため、役員を含めた全員の住所が分かる名簿を提出してください。通勤先・通学先が狭山市であれば狭山市民に含めることができます。 |
| <input type="checkbox"/> 公民館で定期的に活動しますか？ | ※不定期に活動する団体、一時的な利用の場合は、登録の対象外になります（定期的と申告しても活動の状況により定期的とみなさない場合があります）。また、登録後、定期的に活動がない場合は抽選で予約することはできません。 |
| <input type="checkbox"/> 団体活動は会員の会費で運営されていますか？ | ※営利を目的とする団体は公民館を利用できません。
※講師が活動の主体であったり、予想される毎月の収支バランスに偏りがある場合は、私塾とみなす場合があります、利用団体の登録はできません。 |
| <input type="checkbox"/> 講師（指導者）がいる場合、謝礼金は会費で賄われていますか？
※講師がいない場合は☑を入れてください | ※活動1回ごとに会費を徴収する場合、その手段に合理性がない場合は、不特定多数への有料の催物に該当する営利活動とみなし、利用団体の登録はできません。 |
| <input type="checkbox"/> 営利を目的としていない団体ですか？ | |
| <input type="checkbox"/> 他の公民館で利用団体登録をしていないですか？ | ※同一団体が複数の公民館に登録することはできません（一部のメンバーが異なる場合でも活動内容から同一と判断する場合があります）。
※団体の都合により、団体内で個別に分かれて活動する場合、会則（規約）が同一なら同一団体とみなし、個別に登録はできません。 |